

公共交通空白地域の定義について（方針（案））

資料6

交通空白地域	理 由	対 応
<p>「交通空白地域」とは、以下の条件をすべて満たす地域を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○既存バスが走行していない地域</li> <li>○既存バス停から半径400mの範囲より外側の場所</li> <li>○鉄道駅から半径400mの範囲より外側の場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市において、交通空白地域の定まった定義はありませんが、路線バス等が運行していない地域、既存バス停から離れている地域、鉄道駅から離れている地域の全てに該当する地域と考えています。</li> <li>・他の自治体の状況としては、各地域がそれぞれの地域の実情に合わせて、300m～1,000mの間を空白地域と定義しています。</li> <li>・仮にバス停から半径400mとした場合、本市の場合、空白地域の人口は、全体人口の7%となり、全体的にみれば公共交通のカバー率は非常に高いものと考えます。</li> </ul> <p>※400m圏域について</p> <p>明確な基準はありませんが、徒歩の場合400m以内が利用可能な範囲と想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・よって、本市における「交通空白地域」（方針（案））としては、既存バスが走行してなく、かつバス停または鉄道駅から半径400mの範囲より外側の場所を交通空白地域とし、地域との協働により生活交通確保に取り組むこととします。</li> </ul> <p>なお、バス停または鉄道駅から半径400mの範囲より内側の地域についても、道幅や坂道の勾配など、それぞれの地域の地形等を考慮して判断する場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、路線バスの維持が困難な地域では、乗合タクシーの運行、市によるバスの運行、NPO法人等によるバスの運行（過疎地有償運送）といった、その地域の実情や特性に応じた運行サービスを導入をすることにより生活交通の確保を図っています。</li> <li>・空白地域においても、その地域の実情や特性に応じた運行サービスを導入をすることによりその解消に努めます。</li> </ul> <p>（運行サービス（例））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市有償運送</li> <li>・過疎地有償運送</li> <li>・乗合タクシー（デマンド）</li> </ul>